

調査基準価格算定式の改正のお知らせ

令和6年4月1日の入札公告から、建設工事及び工事関連業務委託について調査基準価格の算定式を改正します。

○ 改正の内容

1 調査基準価格の端数処理について

算出した調査基準価格に1万円未満の端数があった場合は、1万円未満を切り上げた価格を調査基準価格とします。

ただし、算出した調査基準価格が上限の割合を乗じて得た額を超える場合や、下限の割合を乗じて得た額に満たない場合の端数処理は以下の表により実施します。

(1) 調査基準価格（建設工事）

項目	設定範囲	端数処理
上限値	9.2/10	1万円未満の端数がある場合は、 <u>切り捨てとします。</u>
下限値	7.5/10	1万円未満の端数がある場合は、 <u>切り上げとします。</u>

(2) 調査基準価格（工事関連業務委託建設工事）

項目	設定範囲	端数処理
上限値	業種区分の設定上限	1万円未満の端数がある場合は、 <u>切り捨てとします。</u>
下限値	業種区分の設定下限	1万円未満の端数がある場合は、 <u>切り上げとします。</u>

改正後の制度の詳細は「酒田市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱」をご覧ください。